

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針変更箇所

該当頁	旧	新
12	<p>3. 個別対策ごとの実施方針</p> <p>(2) 県民・事業者の皆様へのお願い</p> <p>5) 催物(イベント等)の開催</p> <p>③段階【7月 10 日～31日】</p> <p>【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内・屋外ともに 5,000 人以下 ※ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすることとし、屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保できることとする(できるだけ2m)。 	<p>③段階【7月 10 日～<u>8月末</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>8 月以降のイベント開催については、収容率の制限(屋内は 50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000 人)を撤廃することとしてきましたが、5,000 人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月 末までは7月 10 日以降の開催制限を維持します。</u> 屋内・屋外ともに 5,000 人以下 ※ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすることとし、屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保できることとする(できるだけ2m)。
13	<ul style="list-style-type: none"> 上記の移行期間で、各段階の一定規模以上の催物の開催は、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう、主催者に対し、慎重な対応を求めます。 <p>【追加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記の移行期間で、各段階の一定規模以上の催物、<u>全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの等</u>、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう、主催者に対し、慎重な対応を求めます。 <u>地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月 19 日以降は人数制限はありませんが、イベントの主催者には、引き続き以下の取組をお願いします。</u> <p><u>-1. 適切な感染防止策を講じること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>発熱や感冒症状のある者の参加自粛</u> <u>三密回避</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>十分な間隔の確保(1m)</u> ・<u>行事の前後における三密の生ずる交流の自粛</u> ・<u>手指の消毒</u> ・<u>マスクの着用</u> -2. <u>イベント参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。</u> -3. <u>イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。</u>
28	<p>資料6 イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>【表の変更】</p>	<p><u>令和2年7月23日付けの内閣官房からの事務連絡に付された表に変更</u></p>